

岩手県公安委員会告示第 10 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 18 号）附則第 2 条の規定による講習を次のとおり行う。

平成 19 年 9 月 14 日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

1 講習に係る警備業務の区分、日時及び場所

警備業務の区分	日 時	場 所
法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる警備業務	平成 19 年 10 月 29 日(月)から同月 31 日(水)まで。各日とも、午前 9 時から午後 5 時まで	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目 2 番 7 号 盛岡地区勤労者共同福祉センター
法第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる警備業務	平成 19 年 11 月 1 日(木)及び同月 2 日(金)。各日とも、午前 9 時から午後 5 時まで	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目 2 番 7 号 盛岡地区勤労者共同福祉センター
法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる警備業務	平成 19 年 11 月 7 日(水)午前 9 時から午後 5 時まで及び同月 8 日(木)午前 9 時から正午まで	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目 2 番 7 号 盛岡地区勤労者共同福祉センター

2 講習定員 次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める人数とする。ただし、定員に達した場合は、申込みを打ち切る。

- (1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる警備業務 55 人
- (2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる警備業務 50 人
- (3) 法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる警備業務 45 人

3 受講対象者 警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）による改正前の法第 11 条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者のうち、講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者又は選任予定の者とする。

4 受講手続

- (1) 受付期間 各講習とも、平成 19 年 9 月 27 日(木)から同年 10 月 3 日(水)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間
- (2) 受付場所 岩手県内の警察署
- (3) 提出書類
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通（写真（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 3.0 センチメートルのもの）をはること。）
 - イ 旧資格者証の写し
 - ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

5 受講手数料 次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、岩手県収入証紙により納付すること。

- (1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる警備業務 23,000 円
- (2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる警備業務 14,000 円
- (3) 法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる警備業務 10,000 円

6 講習業務の委託 本講習は、社団法人岩手県警備業協会に委託して実施する。

7 その他

- (1) 各講習とも、初日は、午前 8 時 40 分までに集合すること。
- (2) 講習には、筆記用具及び印鑑を持参すること。

- (3) 各講習とも、最終日に、筆記の方法による修了考査を行う。
- (4) 講習の詳細については、岩手県警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署に問い合わせること。